

# 刈谷市

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書についての回答

### 【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、住民の福祉増進に努めなければならぬと考えております。

住民のニーズを見極めながら、限られた予算の中で、必要な施策を推進していく考えであります。

[障害福祉課]

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

住宅改修につきましては、平成18年度から事前申請制度になったことに伴い、利用者の一時的な負担を軽減するために受領委任払い制度を合わせて実施しています。

福祉用具については、購入のたびごとに業者との事前に確認書の取り交わしをするなど、購入費用が小額であることに比較して、利用者の利便が図られるとは考えにくいことから現状では受領委任払い制度を取り入れることは考えておりません。

[長寿課]

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

要介護1～5の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しています。

[長寿課]

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要な人というわけではありませんので、個別の送付ではなく、広報で要介護認定者は障害者控除の対象になる可能性がある旨を周知しております。

[長寿課]

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

要介護認定の有効期限は、通常6ヶ月～24ヶ月で、多くの方は12ヶ月で更新となります。そのため、「障害者控除認定書」は毎年の12月31日現在の要介護度を基に認定しますので、1年毎に申請をしていただくようにお願いしています。

[長寿課]

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

福祉給付金の現物給付につきましては、県の動向を踏まえながら近隣市町村と協調してまいりたいと考えています。また、自動払いにつきましては、刈谷市では平成15年8月診療分から実

施しています。

[国保年金課]

- ④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくとも、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

基準収入額の適用は、老人保健法施行令第4条第3項に基づく申請主義であるため、市独自に職権による認定をすることは困難であります。(夫婦のどちらかが、税の申告する収入に満たない場合もある。)

[国保年金課]

- ⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きについては、2008年4月から実施されるものであります、国の動向を見ているところであります。

[国保年金課]

- ⑥子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

本市では平成16年4月より就学前までの乳幼児につきまして、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しています。

[国保年金課]

- ⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

国民健康保険税の2割軽減の把握できる対象者世帯については、現状世帯主あてに申請書を個別送付し、返送してもらっているところであります、国の動向を見ているところです。

[国保年金課]

- ⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

出産・育児一時金の受取代理制度については、平成19年4月1日から実施しているところであります。

[国保年金課]

### 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

- ①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

住宅改善のための費用を補助する住宅改善費補助事業や、低所得者の負担を軽減するための訪問介護利用者負担助成事業、福祉法人等サービス利用軽減事業、居宅サービス等利用者負担助成事業を一般会計により行っています。

[長寿課]

## ②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

現在、保険料は、災害等の事由による場合と一時的に収入が著しく減少した場合等に減免を行っています。介護保険制度は、公的な保険制度であることから、権利と義務の関係上、保険料を被保険者に負担していただくことは、やむを得ないものであると考えておりますが、本市としましても、低所得者対策は必要と認識しており、個別の減免というかたちではなく、介護保険制度の枠組みの中で、保険料の段階別の設定を7段階に改正を行い、第1～第3段階の保険料率を低く設定し、低所得者の保険料軽減に努めています。

[長寿課]

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

上記で回答したとおり、保険料は、災害等により住宅、家財等が著しい損害を受けた場合、世帯の生計を主として維持する者の収入が一時的に著しく減少した場合等に減免を行っています。減免に際しましては、預貯金や不動産の所有を見るのではなく、損害金額や所得の減少に着目して判定しております。

[長寿課]

## ③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

現在、サービス利用に伴う利用者負担につきましても、一部負担は必要と考えますが、利用料は保険料と異なり所得状況等を問わず、すべて1割の負担となっていますので、本市におきましては、(平成13年10月から)「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の訪問介護を含む全ての居宅サービスにかかる1割の利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

[長寿課]

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

高額介護サービス費の限度額については、17年10月利用分から、利用者負担第2段階の限度額を24,600円から15,000円に引き下げし、低所得者の利用料負担の軽減を図っています。

[長寿課]

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

負担軽減については、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」や本市独自の制度であります「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により対応しております。また、特定入所者介護サービス費については、施設入所者には本人又は家族に申請のご案内を行うとともに、施設に認定漏れを防ぐため、入所者への申請援助の依頼を行うなどの対応を行っています。

[長寿課]

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

車いす等の福祉用具の貸与について、国からも軽度者であることをもって、機械的にサービスの対象外とすることのないようにとの通知のあること、また、19年4月からの福祉用具貸与に

かかる部分の一部改正もありますので、制度の範囲内で真に福祉用具の貸与が必要と判断される場合までも、その利用について制限するものではないことをご理解いただきたいと考えています。

また、刈谷市におきましては、19年度から、独自施策として軽度者向けに、手すりを付属した介護支援ベッドの貸与利用料の補助事業を始めております。 [長寿課]

## ⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

地域包括支援センターは、18年度に1ヶ所、中部地区に設置しました。刈谷市の南北に長い地理的状況や人口規模、業務量などの状況を踏まえ、19年度4月に北部地区、10月に南部地区にそれぞれ1ヶ所ずつ開設し、現在はあわせて3か所で運営しております。人員配置につきましても、国の基準以上の人数を確保して運営しております。 [長寿課]

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

困難事例の対応は、市と地域包括支援センターが連携し、責任を持って行っており、また、民生委員、居宅介護支援事業所、警察等の関係機関などとネットワークを形成し対応しております。

[長寿課]

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

地域包括支援センターについては、民間委託ですが、その委託料については、公的な責任を果たせる水準になるような予算編成をしているところです。 [長寿課]

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

介護保険施設の整備については、介護保険事業計画に沿って基盤整備を進めてきており、17年4月に刈谷市で2ヶ所目の老人保健施設が開設し、また、19年4月に市内で3ヶ所目の特別養護老人ホームも開所しています。

また、第3期の事業計画に位置づけられた、地域密着型サービスについても計画的に整備してまいります。なお、在宅サービスにつきましても、民間事業者の順調な参入に伴い、サービスが必要な人には概ね提供できていると考えています。 [長寿課]

## ⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパー やケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

研修は、ヘルパー、ケアマネジャーを含む介護サービス事業者を対象に実施しており、今後も実施していきたいと考えています。また、研修会の内容については、参加者の意向も配慮しながら資質向上に資する内容を検討していきます。この研修に関しては従来から施設の規模に関わらず、平等に参加を呼びかけております。

また、ケアマネ連絡調整会議においては、介護サービスを適正に提供するように情報提供や指

導を行なっております。

[長寿課]

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

介護労働者のみならず、すべての労働者が満足して働く環境づくりや雇用管理の改善は重要なことであると認識していますが、介護労働者の労働条件は労使間の問題であり、また、最低労働条件の遵守については、管轄である労働基準監督署や労働局あるいは、県産業労働部に委ねられるものと考えております。

[長寿課]

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

地域支援事業については、要支援、要介護状態になることの予防を推進することなどを目的に、財源においても、一定の割合を公費と保険料で賄うこととして、制度に位置づけられました。

市のこれまで実施してきた老人保健事業や老人福祉事業を見直し、介護予防に効果のあるサービスを地域支援事業の中に位置づけています。

[長寿課]

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

現在、一般食を週3回（昼食1回、夕食2回）利用者負担金1食300円で、治療食を週5回（夕食のみ）利用者負担金1食350円で実施しています。一般食については、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、安否確認を行うことを目的に実施しております。また、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に「なごやか交流会」を市内16箇所で開催し、また、市内2箇所において「生きがい活動支援通所事業（あつまりん）」を開催し、多くの市民の方に利用していただいております。

[長寿課]

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

ひとり暮らしの高齢者に対しては、緊急通報用電話機器を設置し、また、そのうち低所得者の方には、福祉電話の設置、火災警報器や自動消火器など日常生活用具を給付し、高齢者世帯に対しては、ふとん乾燥事業や家具転倒防止器具取付け事業など各種生活支援事業を実施しております。

また、ひとり暮らしの高齢者に対して、老人クラブの会員による友愛訪問事業を実施し、安否確認を兼ねて定期的に訪問を行い、話し相手となることにより不安の解消を図っております。そのほか、独居、高齢者世帯に対しては、民生児童委員による訪問を実施し生活に関する相談・助言を行い自立した日常生活が営めるよう地域で見守りながら支援を行っております。

[長寿課]

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設げず支給してください。

介護保険制度の施行に伴い老人等介護者手当は廃止しました。介護保険制度は、社会全体で介護者の負担を減らすことを目的としており、制度の趣旨に基づき廃止しましたが、在宅ねたきり老人等見舞金につきましては所得制限をなくして拡大支給をしております。

[長寿課]

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

介護保険の住宅改修費と合わせて30万円までの改修に対して補助金を支給しています。(上乗せの上限10万円) [長寿課]

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

高齢者の身近な交通手段として、公共施設連絡バスを無料で年末年始を除く毎日運行しています。また、要介護1以上で世帯全員が所得税非課税の65歳以上の方には、高齢者タクシー券を給付しています。

また、地域で高齢者が気軽に集まることができる「老人いこいの場」は、市内36ヶ所に設置されていますが、開設の際には、テレビやマッサージチェア等を貸与するとともに月額8,000円の運営費を支給しています。 [長寿課]

## 2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

税制改正は、国が世代間及び世代内の公平を確保するため、公的年金控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止などを行われたものですが、国民健康保険税の負担増については、平成18年度から2年間の負担軽減措置を講じたもので、市町村独自については、現在のところ考えておりません。 [国保年金課]

税制改正における影響は、介護保険料及び利用料双方に生ずることになりますが、65歳以上で、合計所得金額が125万円以下の場合の住民税非課税措置の廃止の影響を受け、住民税が課税となる人については、地方税法上で平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案して、介護保険においても、保険料及びそれに連動している利用料について、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講じておりますので、その趣旨に沿って、今後適切に対応していくと考えております。 [長寿課]

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

市町村独自の減免制度が同様の理由で受けられなかった人に対しては、平成18年度から2年間の負担軽減措置が講じておりますので、現在のところ考えておりません。 [国保年金課]

本市独自の制度であります「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」の17、18年度認定者の中には、激変緩和措置の対象者はいないため、税制改正による影響はないと思われます。 [長寿課]

## 3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え

置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

平成20年4月から、新しい高齢者医療制度の創設に合わせて、70歳以上75歳未満の一般と低所得者の被保険者は患者負担が2割となります。本市としては、現在のところ医療費助成を考えておりません。  
[国保年金課]

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

福祉給付金の受給対象を70歳から実施することは、今後ますますの高齢化を考えると財政的に大きな負担になると認識しており困難と考えます  
[国保年金課]

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。  
[国保年金課]

#### 4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

市長のマニフェストの実行に向けて検討中であります。  
[国保年金課]

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

本年度より妊婦健康診査の公費負担を2回から7回に拡充して実施しています。  
急速な少子化が進展する中、生み育てやすい環境づくりは重要であり、さらなる回数の拡充につきましては検討してまいりたいと考えております。  
[健康課]

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

妊婦の医療費の無料については、平成18年度母子手帳交付者1,867人で医療費負担が70,000千円程度となり、財政的に大きな負担となりますので近隣市町村と協調してまいりたいと考えています。  
[国保年金課]

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

就学援助制度については、準要保護児童生徒への援助に対する国の補助がされなくなっていますが、刈谷市においては、従来どおり援助を引き継ぎ行っております。

また、申請につきましては、学校で書類を作成する必要がありますので、学校を窓口として受付をお願いしております。  
[学校教育課]

#### 5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的と

する」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

国民健康保険法第1条の目的全体を念頭において、制度の運用を行っていきます。

### ★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

減免制度の拡充については、本市は一定所得以下の世帯について、7割5割2割の国の基準における最高の軽減割合を適用しております。減免制度は保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってきます。したがいまして、減免制度は現在のところ考えておりません。 [国保年金課]

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

3歳未満の乳幼児については、現在自己負担額が2割に軽減されています。平成20年4月から、少子化対策の観点から、義務教育就学前まで自己負担額が2割に軽減されます。そのため、就学前の子どもの均等割を対象としないことについては、考えておりません。 [国保年金課]

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

生活保護法による保護の基準において算出した基準生活費から当該基準生活費の1.1倍以下の世帯に対して減免制度があります。 [国保年金課]

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が50万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。

納税義務者（被保険者を含む。）の前年中における総所得金額等が300万円以下で、当該世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業又はその他特別な事情により当該年中における総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる場合の減免制度があります。 [国保年金課]

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があって分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

資格証明書の発行については、国保税滞納対策として法令で規定されていますので、実施されることになります。本市においては、機械的な発行はせず、納税相談に応じていただければ被保険者証を交付しております。滞納金額が完納した場合には、正規の被保険者証を交付しております。 [国保年金課]

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画に基づいた徴収を行っています。 [納税推進室]

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

高額療養費の「限度額適用認定証」の交付については、滞納がないことを条件としております。滞納がある方については、従来からの貸付制度で対応していきたいと考えています。

[国保年金課]

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

国民年金保険料の未納者に対して、国保の短期証を国保の窓口で発行することを通じて保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けるものであり、本市においても、その動向を見ているところであります。

[国保年金課]

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

一部負担金の減免制度については、施行規則にありますが、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってくることになるから、安易に適用すべきではないと考えています。

[国保年金課]

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

傷病手当、出産手当制度の新設については、手当の支給を考えれば、その財源をどうするのかということが問題になります。そうした場合、やはり受益者負担の原則で他の加入者の保険税で賄うということになり、さらなる負担増を招くことになります。国民健康保険の加入者は、いろいろな階層の方、いろいろな業種の方、無職の方の割合も高いのが現状であります。そういう中で、手当の算定基礎となる所得の把握は困難な状況等もありますので、制度の新設についての考えはありません。

[国保年金課]

## 6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

生活に困窮している方や低所得の方等に対し窓口面談時に、個々の性格や立場・環境を理解し他法の活用や生活改善等を指導助言します。

保護を必要とする状態にある方や申請の意思のある方に対しては、生活保護制度の仕組みを説明し、申請手続への援助指導を行い、権利と義務等を説明し適正かつ公平に保護業務を実施しております。

[障害福祉課]

## 7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

資産要件については、利用者負担の軽減措置に必要な要件と考えており、撤廃することは考えておりません。

[障害福祉課]

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

本市の利用者負担の軽減策につきましては、障害福祉サービスと地域生活支援事業に係る6サービスの利用者負担額を合算し、その額が障害者自立支援法施行令第17条に規定する負担上限額を超えた場合は償還払いとし、負担の軽減を図っております。

さらに、補装具の給付と地域生活支援事業の日常生活用具につきましても、同様の軽減策を図っております。  
[障害福祉課]

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

通所・通園・通学などの通年かつ長期にわたる外出については、障害福祉サービスである行動援護サービスの対象でない旨、厚生労働省が示しておりますが、本市の地域生活支援事業における移動支援サービスについても、国の制度と同様、通年かつ長期にわたる外出は対象とすることは考えておりません。

また、移動支援の支給決定については、家族等の状況を勘案し必要な時間数を支給しています。  
[障害福祉課]

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

本市では精神障害者に対し、通院医療費自己負担額の全額及び入院医療費自己負担額の半額につきまして助成しています。今後は国、県の動向を踏まえながら近隣市町村と協調してまいりたいと考えています。  
[国保年金課]

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

障害児に係わる給食費の負担軽減について本市では、知的障害児通園施設「刈谷市立しげはら園」が該当します。そこで、「しげはら園」での給食費の徴収は、昨年の法改正時の措置を本年も継続実施し、自己負担免除とさせて頂いております。  
[児童課]

⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくるください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

児童デイサービスは、本来、早期の療育効果が高いと考えられる就学前の幼児などを主に対象として事業展開をしています。

学齢期以降の障害児童に対する放課後、土曜日や長期休暇を中心とした福祉サービスについては、各関係事業所に対して利用者ニーズにあった諸々のサービスの積極的な展開の協力をお願いしています。  
[児童課]

本市では、地域生活支援事業として、日中一時支援サービスを行っており、学齢障害児の放課後、長期休暇の支援体制を構築しております。  
[障害福祉課]

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

地域活動支援センターは地域生活支援事業に位置づけており、サービスに対する適正な報酬単価を設定しております。

また、小規模授産施設(ひかりワークス風鈴)に対し、経営基盤の安定化を図るため運営費の補助を行っております。  
[障害福祉課]

## 8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

がん検診、歯周疾患検診は、「老人保健法」から「健康増進法」に位置づけが変わり、従来どおり住民全員を対象に実施していくこととなります。自己負担額については、がん検診は従来どおり基本的に受益者負担の考え方のもと、有料ですが、歯周疾患検診は今後も無料で実施していく予定です。

また、がん検診、歯周疾患検診の実施期間について、本市では概ね、期間を限定して実施していますが、平成20年度からは、通年を検討しております。個別医療機関委託については、本市では概ね実施しており、今後も実施していく予定であります。[健康課]

特定健診は、平成20年4月から、新たな法律「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者の責任のもと、40歳から74歳の被保険者及び被扶養者を対象として実施されるものであり、従来より行われてきた住民全員を対象とする「老人保健法」に基づく基本健診はなくなります。よって、本市におきましても、国民健康保険の医療保険者として、平成20年度実施に向けて、自己負担額、実施期間等も含め、検討しているところです。[国保年金課]

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

本市における歯周疾患検診は、40歳から75歳までの5歳間隔の節目年齢の人を対象に年1回受けることができるようになっております。75歳以上の健診については、新たな法律「高齢者医療確保法」に基づき、広域連合の責任のもと現在検討されているところです。[健康課]

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

本市における子宮がん・乳がん検診は、年に1回としています。

[健康課]

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

本市における前立腺がん検診は、年に1回受けることができます。

[健康課]

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

年金問題について、国より市町村への支援等協力依頼を受け、社会保険事務所と連携し、解決に向け取り組んでおります。

差し迫った少子高齢化の進展や厳しい経済財政状況を踏まえ、国民年金の円滑な運営を図るために、将来の給付と負担を長期的に安定させ、やがて必ず訪れる長い老後の収入確保の確立に重点をおき、年金改正法案が審議され、国民年金法等の一部を改正する法律が成立され、世代間扶養を基本に考えられており、それに基づいた改正が行われたものと考え、現時点では、特に国に対する意見書等の提出は考えておりません。

短期被保険証の発行につきましても、全国市長会・全国町村会において厚生労働省及び社会保険庁に対し「国民年金保険料等未納者に対する国民健康保険短期被保険者証の発行等に関する意見書」が提出されており、市としては国に対し意見書等の提出は考えておりません。

[国保年金課]

- ②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

現在、国において政省令などの整備に努められているので、意見書等の提出は考えていません。

[国保年金課]

- ③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

乳幼児医療費助成は愛知県の事業として実施するものであり、県費補助として助成され適切な対応がされていると考えています。そのため国に対する意見書等の提出は考えていません。

[国保年金課]

国庫負担を増やすことが国民の負担を軽くすることに直結するかどうかは不明ですが、国庫負担金などに関する意見や要望につきましては、今後も全国市長会等とも諮りながら進めてまいりたいと考えています。

また、介護保険施設入所者などへの居住費・食費の利用者負担については、在宅者と施設入所者との給付と負担の公平性に鑑み、制度の改正が図られているところでありますので、本市としましては現状にあります、軽減制度を活用し、利用料の負担軽減に努めてまいります。

なお、軽度者に対する福祉用具の貸与については、制度内の範囲内で真にサービスの利用が必要と判断される場合においては、その利用について制限するものではないことをご理解いただきたいと思います。

[長寿課]

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

現在、妊産婦健康診査における無料受診回数の拡充を検討しています。意見書・要望書の提出は必要ないと考えます。

[健康課]

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

一般的に消費税は税率が 5 %という認識がありますが、その中には地方消費税分が 1 %相当含まれ、その結果、本市においては、毎年 15 億円から 17 億円程度の地方消費税市町村交付金を受けています。

この地方消費税は地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から、平成 9 年から施行されたのですが、消費税率の引き上げは市の歳入増に結びつく可能性もあるため、現時点では国の動向を注視していきたいと考えており、意見書・要望書の提出までは考えていません。

また、国が現在、地方との税財源配分のあり方について、国庫補助負担金及び地方交付税とあわせて検討している中で、消費税増税の議論は避けて通れない問題であるため、今

後もその推移を見守っていきたいと考えています。

## 2 地方消費税交付金の本市交付額

平成16年度 17億1,994万7千円(決算額)

平成17年度 15億9,904万円(決算額)

平成18年度 17億696万4千円(決算額)

平成19年度 15億円(予算額)

平成9年度～18年度までの累計 146億1,480万6千円

## 3 参考

消費税(国税)及び地方消費税(地方税一都道府県税)

税率 5%(消費税率4%、地方消費税率(消費税率の25%)1%)

地方消費税のうち必要な清算を行った後の1/2に相当する額を地方消費税交付金として、県内の市町村に人口、従業者数により按分し、交付する。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

国民健康保険法の一部改正により70歳以上の被保険者(一定以上の所得を有する者を除く。)の医療費負担については、2008年4月から1割負担から2割負担に改正されたものであり、愛知県に対して意見書等の提出は考えておりません。 [国保年金課]

②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

福祉給付金の受給対象者を70歳から実施することは、今後ますますの高齢化を考えると財政的に困難と思われます。また、現物給付方式につきましては本市としても県及び各市と同一歩調でいく考え方であり、県に対する意見書等の提出は考えていません。

[国保年金課]

③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

現在、国において政省令などの整備に努められているので、意見書等の提出は考えていません。 [国保年金課]

④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

乳幼児医療費助成は愛知県の事業として実施するものであり、県費補助として助成され適切な対応がされていると考えています。そのため県に対する意見書等の提出は考えていません。

[国保年金課]

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

国民健康保険への県の補助金の増額については、近隣市町と協調していきたいと考えており、県に対する意見書等の提出は考えていません。 [国保年金課]

⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

障害者医療費助成制度は愛知県の事業として実施するものであり、県に対する意見書等の提出は考えていません。

[国保年金課]

⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

負担軽減策に関する意見・要望につきましては、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策事業として、本年4月より利用者負担の更なる軽減策が講じられたばかりであり、現時点で、資産要件の撤廃などのさらなる軽減措置が必要か判断するのは拙速と考えております。意見・要望については考えておりません。

[障害福祉課]

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。

[国保年金課]

②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。

[国保年金課]

③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。

[国保年金課]

④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。

[国保年金課]

⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において国からの政省令などで検討されていくので、見守っていきたい。

[国保年金課]

以上